



# バス利用の手引き

平成28年3月発行

酒田市社会福祉協議会

# バス利用者の皆さまへ

## 利用対象

利用対象は、酒田市内の学区・地区社協、障がい者団体、老人クラブ、ボランティア団体、遺族会、住民自治組織、保育園、学童保育所などの福祉関係団体です。

〔 営利目的、宗教的または政治的な活動、そのほか公共の福祉を害するおそれのある活動を行う団体は利用できません。 〕

※ 利用対象団体であっても、利用目的・運行条件等に合致しない場合は利用ができませんのでご注意ください。

## 利用目的

以下の福祉活動を目的とする事業に利用できます。

- ・福祉に関する研修や事業  
※車内で講話やDVD鑑賞などを行うだけをもって福祉に関する研修とすることはできません。
- ・福祉施設などの訪問  
※観光バスのための福祉施設などを訪問することは、先方の迷惑となりますのでご遠慮ください。
- ・各種研修会・大会などへの参加
- ・ボランティア活動 など

※単なる観光や慰安を目的とした利用はできません。（社協が運営しているバスは利用目的が定められており、観光バスとは違うことをご理解願います。）

## 運行時間および利用区域

- ・運行時間 原則として8：30～17：15です。土日祝日も利用できます。
- ・利用区域 県外の利用も認めています。1回の利用限度日数は2日以内です。
- ・走行距離 1日の場合は概ね400km以内、1泊2日の場合は概ね600km以内。

※上記福祉活動場所より遠方への経路は認めません。

（例：酒田市内での福祉活動の後に市外の観光施設見学など）

## バス乗車定員

- ① 酒田市福祉バス 20人以上50人まで（ジュニアシート39席可）
- ② 酒田市日赤福祉バス 10人以上28人まで（ジュニアシート21席可）
- ③ やまゆり号 10人以上28人まで（ジュニアシートなし）

※チャイルドシートの設備がないので、満4歳未満の乳幼児の乗車はできません。

※ジュニアシートで対応できる満4歳以上の子どもは、ジュニアシートの席数まで乗車できます。

※シートベルトを着用しますので、定員を超えての乗車はできません。

（例：大人2人の席に児童3人が乗車することはできません。）

## 利用料

- ・無料です。
- ・ただし、有料道路等通行料金、駐車料金は利用者負担です。
- ・また、バス利用中に食事をとる場合や宿泊をする場合、乗務員の食事代・宿泊代も利用者負担です。（乗務員の食事は利用者と同じもので構いません。豪華な食事をとる場合は、一般的なものを準備してください。）

## 申込み

◎申込みは、バスを利用しようとする月の3か月前から社会福祉協議会窓口で、または、電話で受け付けます。（月の初日が土日祝日の場合は、翌業務日。受付時間は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

（例：利用日が9月10日なら、6月1日の午前8時30分から申込み受け。）

- ・先着順での申込み受けとしますが、毎月の業務初日は、午前10時までの申込みで利用日が重複した場合は抽選とします。

※例外として、酒田市社会福祉協議会事業及び県大会規模の行事等については、3か月前以前でも優先して申込みを受け付けます。

◎提出するもの

- ・申込書、運行経路予定表 … 1か月前までに提出してください。
- ・利用乗車名簿 … 7日前までに提出してください。

**※提出期限の厳守をお願いします。**

## 注意事項

- ・雨天時にコース変更をする場合は、事前に両方のコースを申し出てください。
- ・台風等の災害の危険がある場合を除き、当日キャンセルはしないでください。
- ・保育園、学童保育所の利用は、園児と保育士、学童と指導員が利用する場合に利用できます。（保護者が送迎できる行事等には利用できません。）
- ・年間の利用回数は4回までです。

- 社協が運営しているバスと観光バスの併用利用は、旅客自動車運送事業者などからの誤解を生じかねないため、認めません。
- 道幅が狭くバスの進入が難しいなどの場合は、乗務員の判断に従ってください。
- 社会福祉協議会をとおさずに乗務員と直接交渉しないでください。
- 会場利用の関係で、バス利用者が地域福祉センター駐車場に駐車できない場合があります。

バス利用者が、ルールを守りお互いに気持ちよく安全に利用できるように、ご理解・ご協力をお願いいたします。

申し込み・問い合わせ先

酒田市社会福祉協議会

酒田市新橋2丁目1-19

電話 0234-23-5765

受付時間 8:30~17:15 (土日祝日を除きます)

